近畿地方「出雲」の地名多い　回避
(五) 2466P 2/3

おおやけ 公 名283 ことと 来たったこと　2,712P

服属 名1929 つきしたがうこと

第四十五章　母国（出雲国）の国譲り

母国の苦悩（中国地方）

■母国は、拘奴国の属国だった。

■しかし母国は、拘奴国に悟られないよう密かに両面政策をとり、倭国へ朝貢して服属を誓った。

■そこで母国は、拘奴国が崩壊してしまった後、必然的に倭国の支配下に置かれたとなった。

■すなわち、「母国（近畿地方）は、倭国（九州地方）の属国である」ということが、公なものとなった。

■こうして、母国（近畿地方）は、拘奴国（中国地方）と共に滅亡する、といった最悪の事態を、辛うじて免れ得たが出来た。

＊

「もの」 次 2行

須佐之男命 記(上)53P　大業 大祓詞 601P　2,713P　see! 次 10〜12行　こと

深刻 事態が切実で重大なこと　元1148P

三韓 高句麗 新羅 百済 96P 臣民 広大主石

では、倭国の属国の内の一ケ国として、公認された「母国」（近畿地方）に、平安の時がやってきたのだろうか。

いや、もしかしたら、これまで以上に深刻な現実があったのかもしれない。

1 東夷の小国である「母国」（旧出雲国、近畿地方）が、大国である倭国に対して、強い発言力を持つことなど出来得ようが、答がない。

・母国は、何事にもよらず、ただ堪えしのぶより ほかなかった。

2 また、華やかな数々の大業をなしとげた天照大神（神功皇后）および偉大な月読尊（応神天皇）の弟が素戔嗚尊である。

・その素戔嗚尊の子孫が、母国の大己貴なのだから、〈長子を尊ぶ倭人社会〉において、——————どうしても、大己貴の存在は軽んじられがちであった。

3 さらに、倭国の体制に組み込まれた母国の立場は、血族であるが故に、いっそう微妙なところがあった。

コクヨ ケ-20 20×20

煩わしい 云2376字　己 云317字　2,714字

・それは、――周王朝時代の呉国の苦悩とあい通じるものであったろう、と想像される。

＊

■大己貴は、もはや以前のように、

・母国の己の領地内を、自由に統治することも

・武器を作り蓄え、富国強兵を図って領土

領地を拡大することも

出来ない。

■何を為すにしても倭人の監視の目は厳しく、

煩わしい手続きをいちいち倭国にお伺いをたて

なければならなかった。

■もっとも、このような忍従は、倭国の属国

となった母国の宿命なのであろう、と大己貴

は自らを納得させることが出来た。

しかしながら、あまりにも一方的な命令、

「倭国の同盟国である母国は、倭国との信

難しい立場

コクヨ　ケ-20　20×20

八千戈神　紀上128P　調庸

2,715P

抑制 元2276P お上えとあること　強引 元クニグ むりやり行うこと

義を重んじて、東方の夷蛮の国々を討伐すべ
し
という強引な倭国からの要請には、大己貴も
ほとほと困惑した。
これは、大己貴の力を抑制する為に倭国が
とった措置であった。
武器を手にした母国の男達は、兵として東
へ向い、母国の内に残された女達は、税の取
り立てに苦しんだ。
ともあれ、八千戈神とたたえられた大己貴
の力は削がれ、母国の国力は目に見えて衰退
していった。

大きく

紀上128P

549

鹿島
香取
ふっかとり
たけかしま

古語 25〜26
紀上568 注9

紀上138　2,716

平定紀上149

記(岩)83では天照大御神
紀上138では高皇産霊

くにが　三省堂口語辞
口替え　ニクヤ

出雲国の国替え

天照大御神と、高皇産霊尊（忌神天皇）とは、また神々を召集して、「葦原中国に遣わすべき者を選ばれた。

尚、この時の提唱者を、古事記では「天照大御神」とし、日本書紀、神代下第九段本文では「高皇産霊尊」としている。

「葦原中国（中国地方）へ降ってゆき、その向こうの母国（近畿地方）を平定める」という大任を誰に委せたらよいか」

すると神々は、

「経津主神がよろしゅうございましょう」と申し上げた。

時に、武甕槌神が進み出て、

「経津主神だけが大夫でこの私は大夫でないとでもいわれるのか」

と語気も荒々しく言った。

そこで、高皇産霊尊は、経津主神に武甕槌神を添えて葦原中国へ下された。

＊なお、「古語拾遺」では、経津主神を香取神、武甕槌神を鹿島神としている。

コクヨ　ケ−20　20×20

＊また、「続紀」光仁天皇の宝亀八年七月十六日条には、

「内大臣従二位藤原朝臣良継病あり。其の氏神鹿嶋社に正三位、香取神に正四位を叙すし

とあって、鹿嶋・香取両神が藤原氏の氏神とされていたことが分る。

恐らく、経津主神・武甕槌神の両神共に、中臣氏と深いかかわりがあったのであろう。

＊

特に

経津主神と武甕槌神の二人は、出雲国の「伊耶佐の小浜」（記）（＝「五十田狭の小汀」（紀））に天降り、十握剣を抜き放つと、ーーーー逆さまに（柄を下にして）海中に突き立てた剣の切先の上に、あぐらをかいて坐った。（第341図参照）

（もしくは地上）

②神代紀下第九段本文には

「二神、於是、降到出雲國五十田狭之小汀則拔十握剣、倒植於地、踞其鋒端、云々」

とある。

①古事記に

「二はしらの神、出雲国の伊耶佐の小浜に降り到りまして、十掬剣を抜き逆に浪の穂に刺し立てその剣の前に跌坐してその大国主の神に問ひて言らしく云々」

九土記185P　2,718P－1/3　紀上131P注14　㊥2721P　㊥2514P－1/2

■では、「伊耶佐の小浜」（＝「五十田狭の小汀」）は、どこにあったのだろうか。

■かつて、少彦名がたどり着いた所は、「御大の御前」（記）（＝「五十狭狭の小汀」の項において既述）

■たぶん、「伊耶佐の小浜」（記）＝「五十田狭の小汀」（紀）＝「五十狭狭の小汀」（紀）＝「御大の御前」（記）であった。（第四十一章〈天穂日命〉）

字アキ

トルというこなのであろう。（「日本書紀」（上）日本古典文学大系、岩波書店、一三一頁、注十四参照）

■なるほど、通常、「伊耶佐の小浜」（五十狭狭の小汀）は出雲国風土記の出雲郡「伊奈佐乃社」（大社町稲佐）あたりを指しているのであろう」といわれている。（「日本書紀」（上）日本古典文学大系、岩波書店、一三一頁、注十四参照）

コクヨ　ケ－20　20×20

553p

カラー 右頁の 絵が 大きく 載せ。

切り出して、大きく掲載下さい。

2,718p-2/3

14QG 第341図 剣の上のタケミカヅチ

13QG.

『古事記』神がみの物語 三浦佑之 2008年6月4日発行 30頁参照

* 剣の切先の上であぐらをかくのは 難しそうだ。

■しかしこの物語では、
（伊耶佐の小浜（＝御大の御前）は、
――この当時、半島状であった上町台地の
最北端部分■【小さな浜】のことだろう）
と考えてみたい。（第四十一章「天穂日命」
の項参照）

■なお、住吉あたりを基部として、北方へ伸
びる上町台地の先端部は、「難波碕」とも呼
ばれたのだった。（神武即位前紀参照）

■たぶん、
（経津主神と武甕雄神は、住吉あたりを基
部とし、北方へ長々と伸びる上町台地の北端
部に天降った。――そして、十握剣を抜き
はなち、大刀を倒に地に植てたような地形を
しているその半島の■の鋒端にあぐらをかい
て坐った）
といった意味なのであろう。

■ともあれ、
「二神が、現在の出雲国の五十田狭の小汀
（大社町稲佐）に降臨し、十握剣を■抜き放った

神々の里〈日本発見〉
A4版 雑誌 122P に絵あり

紀上150P
井上(上)142P

2,719P−1/2

かさまに海中につきたて、その切先の上にあぐらをかいて坐った。「伝々」

というわけではあるまい。「思めめる。」（第341図）

（剣の上のタケミカヅチ〈参照〉）

＊

■経津主神と武甕槌神の二の神は、是に、大己貴に尋ねて、

「高皇産霊尊は、皇孫を「この」母国に降し下し、葦原中国一帯を統治させようとしておられる。そこでまず、我々二人を派遣されたのだ。おまえは、この「ことに」ついてどう考えるか。「国を譲って、「この」母国を避けるか。どうだ、返事を聞こう」

と言った。（神代紀下第九段本文〈参照〉）

■すると、大己貴は答えて、

「おまえたち二人は、私に佞り媚び従うためにやって来たのだと思っていた。それなのに何と、そんなことを臆面もなく言いに来たのであったか。

（もしくは地上）

（スクリプ行）

555

コクヨ ケ−20 20×20

2718P−3/4

井上(上)143ｐ　紀上150ｐ 小97ｐ　2.719ｐ－2/2　紀上150ｐ 6行 小97ｐ　天神紀上149ｐ 末行

だが、あいにくながら、この国を譲るわけにはいかぬ。素戔嗚尊この母国は、須佐之男命以来の我が祖先達が苦心の末に造りあげた国なのだ。

いくら天神の御所望とはいえ、そんなにも無理無体な国譲りの儀だけは「受け入れられるものではない」

と言った。（神代紀下第九段一書第二参照）

＊

「たしかに大己貴命の返答にも一理が有る」

と思った経津主神らは、天上の国へ昇って、その通りを報告した。

そこで、高皇産霊尊（天神天皇）は、二人を還し遣し、大己貴神に勅して、

「いまおまえが言うところを聞くと、もっともである。だから、筋道を立てて、あらためて命じよう。

コクヨ　ケ－20　20×20

出雲大社 37P
㊐2754P−3/4 島根は島の国
たかはし 高橋 紀上151P 注13 紀上150P 井上(上)143P
㊐2770P−3/6 高橋
料 呉漢 大カンク1038P
2,720P−1/3
楮 大カンク1160P 1187P
幽界
井上(上)143P
紀上150P 注9 天日隅宮
紀上150P 文行

まず、お前は此の国を以って天神に奉り、新しい母国へ降ってゆくがよい。

そして、おまえがいま治めていることのうち、顕露（現世の地上の政治）については、わが子孫に治めさせよう。これに対して、おまえは幽界の神事をつかさどれ。

また、お前がこれから後住まうべき天日隅宮（大己貴の霊が住むべき宮）を、その新しい母国（現在の出雲地方）に、いま私が造ってやろう。

その敷地の規模は、千尋の長さの楮縄（楮の丈夫な縄）を百八十結びにしっかりと結んで、設定しよう。

その宮殿建築の制式は、柱を高く太くし、板を広く厚くしよう。

また、御料田を供しよう。

また、お前が（宮殿内から）海に往き来して遊ぶための道具として、高橋（高い橋）、また高いはしご。後述するように、高いハシゴのことであろう）と、浮橋（水上に浮べる橋。出雲大社がある島と本土とを結ぶ浮橋

紀上150P 105T
コクヨ ケ−20 20×20

か）と、天鳥船（速い船）を造ってやろう。
また、天安河にも橋をかけてやろう。
また、百八十縫の（何べんも縫って丈夫に
した）白楯を作ってやろう。
また、おまえの祭祀を主るのは、天穂日命
である」（ずっと後の結果を、早々と述べているのだろう）
と仰せられた。（神代紀下第九段本文「一書第二参照」）
是に、大己貴はお答えして、
「天神の仰せは、まことに慇懃でございま
す。しかし、私の一存では決めかねま
すので、いましばらくの間お待ち下さい」
と申し上げた。（神代紀下第九段本文、記
紀下第九段一書第二参照）

~~＊なお因みに述べると、出雲国風土記、楯~~
~~縫郡の条に、神皇産霊尊~~
~~「神魂命（素戔嗚尊か）詔りたまひしく~~
~~「五十足る天の日栖の宮の縦横の御量は、~~
~~千尋の栲縄持ちて、百結び結び、八十結び結~~
~~び下げて、此の天の御量持ちて、天の下造ら~~

㊐2782 山陰 元年 2230

2720 — 3/3

是に敵ふ

しし大神（大己貴命）の宮を造り奉れ」

と詔りたまひて云々」

と記されている。

＊この文中に「下げて」とあるところを見ると、天の日栖の宮の高さを示唆しているようにも思われるが、詳しくは分からない。

《素戔嗚尊が天上界（九州）から追放され

天降ってきてから以後、その子孫達が実に苦労に苦労を重ねて築き上げた「母国」（現在の近畿地方）を皇孫へ譲り、その実り豊かな「母国」（近畿地方）の替りに、山と島しかなくて実り少ない山陰の地（「島根半島あたり」）に、「新たな母の根国を作れ」という天照大神・高皇産霊尊の勅命は、どう考えても、あまりに一方的すぎる》

と、大己貴は内心思った。

しかしながら、この勅命に応じなかった場

コクヨ ケ-20 20×20

合の結末を考える時、大己貴は無下に断ることも出来なかった。

二者択一の分岐点に立たされた大己貴は、否応の判断を少しでも先に延ばしたかった。

だが、建御雷神は厳しい口調で言った。（第341図参照）

「待ってもよいが、いつまで待てば返答するのか」

「私の子に尋ねてからご返事いたしましょう。それまで、お待ちいただきたいのです」

大己貴は「胸塞がる思いで答えた。

熊野の諸手船（多数の櫂をもつ早船の意か）は、御大の前に記三穂之崎・三津之崎紀

稲背脛（否諾を問う使者）を遣わした。

大己貴の子の事代主は、風流にも遊鳥（鵜飼の鳥か。記に「為鳥遊取魚」とある）を楽しんでいるところだったが、大己貴が遣わした使者と共にやって来て語り、

「私が父よ。どうぞこの国（近畿地方）をお譲りになって、新たな国（小陰地方）へお避り下さい。私も天神の仰せに従います」

と曰った。（神代紀下第九段本文参照）

しかし、大己貴の子の建御名方は、

「誰だ。わが国へ来て、ヒソヒソとそのような話をするのは。[redacted]は、私に勝ってからにするがよい」

と叫び、ここに戦いが始まった。

剣と剣が激しく火花を散らした。

だが、建御雷の怪力に恐れをなした建御名方は、ついに国から逃げ出し、科野国（長野県）の州羽海（諏訪湖）へ到った、という。

（神代記参照）

＊

素戔嗚尊の血筋を引く一族のなかにも

はや国譲りに反対する者は誰もいなかった。

そこで、大己貴は、二人に言った。

「私がたよりにしていた子でさえ避去って

いってしまいました。私も亦、避去ることにいたします。

もしも、私が天神の御使いに抵抗して戦ったら、国内の者達[redacted]きっと私と共に立ち上り、同様に抵抗する[redacted]でしょう。

とはいえ、いま私が避り奉るならば、敢えて

順わぬ者がありましょうか」

また大己貴は、素戔嗚尊が母根国を創建した時に〈杖〉とした、統治権の象徴である「廣矛」（素戔嗚命が、自ら持ってきた矛）

第三十八章〈素戔嗚追放〉の項末尾参照）

詳細不明

を二人に差し出し「私は由緒あるこの矛を以って、小さな根の国を、遂にここまでのものとなしました。天孫が、もしこの矛を用いて国を治められるならば、必ず平安になるでしょう。

さ、ましょう。

私のは、これから百足らず八十隈（多くの曲りくねった道の隅の方、つまり山陰地方）に隠れて、幽界の神事をつかさどります」

と言った。（神代紀(下)第九段本文参照）

大己貴は、「廣矛」を譲ることによって、母国（近畿地方）の統治権を天孫に献上したのだった。

もっともその廣矛が、その後どうなったのかは判らない。

H30（2018）7.8（日）～7.9（4回）
令和元（2019）7.19（金）～7.20（3回）

2,724P

また、かつて素戔嗚尊が大蛇（大者）を斬り伏せた時に用いた十握剣（鹿正（＝韓鋤の剣）が、大己貴の手許から離れて、どのような経過の末に、吉備の神部の許（石上）（延喜神名式、備前国赤坂郡に石上布都之魂神社がみえ、これかとりうに安置されたのかも定かでない。（神代紀(上)第八段一書第二、同一書第三参照）

なお、天叢雲剣（＝草薙剣）がたどった経緯については、とてもひと言で述べることなど出来ない。追々、述べてゆきたい。

※

猿田彦神

さらに大己貴は、「岐神」（これまで母国で大きな役割を果たしてきた巨根の神）「猿田彦神」（川陽物をかたどった神）を二人にすすめ、私に代わってこの衢神（道の分れ目に立つ神）を私に代わって皇孫に随従させましょう。私は今後ここに此より立去ることに致します」と言い、身に瑞の八坂瓊を被うと、長に、この母国（近畿地方）から、新たな母国（出雲地方）へと隠れ去っていった。（神代紀下第九段一書第二参照）

＊なお、岐・衢は「道股」の意であるということ（「広辞苑」参照）

ところで、神代紀上第五段（黄泉国条）の一書第六および一書第九に、「岐神」（本の號は來名戸の「祖神」）と記されているように、もともと倭国にも「岐神」（女陰の戸口を塞ぐ「塞の神」の意味か）はあったものと思われる。

ところが、大己貴が母国の見上げるばかりに巨大な「岐神」（猿田彦神）を倭国にすすの

H4.5.3(日)水口にて、休日出勤
H11.2.2(火)

記(里)89字 新 紀上148字

2,726字

てから以降、倭国・母国双方の「岐神」が混在することになってしまい、ただだんに「岐神」と称しただけでは、どちらを指しているのか区別がつきにくくなったものと察せられる。

■長年にわたって、母国（近畿地方）で信仰されつづけてきた「銅鐸」と「岐神」とは、こうして、倭人達から両極端の扱いを受ける結果になった。

■すなわち、

・当初の弥生人達が敬っていたと思われる「銅鐸」は、

倭人達によって弾圧され完全に滅び去ってしまった。

・しかし、扶余系殷民達の「岐神」（道の分れ目に立つ巨大な衢神、名は猿田彦神）

第九段一書第一）は、「国神」（倭国古来の神でなく、途中から倭国の神となった土着神）（神代記）天孫降臨条）とされ、これより後の我が国において長らく尊崇されつづけていった、と解される。

令和2(2020)3.1(日)

そして現在でさえも、中部地方以東の三又路などに数多くの道祖神（岐神）が見られる。

（写真図版463〈道祖神〉参照）

また、大阪市内の中心部などにも今だに古い街のおもかげを伝えている地域が残っていて、そんなところを散策していると、三又路の分岐点のどまん中に〈車さえも避けて通れ〉といわんばかりのお堂が建てられているのを見かけることがある。（写真図版464・465〈地蔵堂〉参照）

お堂の内の石像は何も語らないが、ある

いはかつての道祖神のなごりなのかも知れない。

2727P－2/4

・カラー

・右頁の上半分に掲載下さい。

・背景のグレーを枠内一杯に広げて下さい。

・枠は不要。→

安曇野の仲睦まじい道祖人（長野県安曇野市）

14Q9 写真図版463

13Q9

『地図でめぐる神社とお寺』武光誠、帝国書院、平成24年7月12日発行、15頁参照。

567P

13Q9 長野県安曇野市には、約400体もの道祖神がある。

2,727P－3/4

・カラー
・左頁の上半分に掲載下さい。
・左右に大きくはみ出させて下さい。
・三叉路と理解出来ることが重要です。
（カットしないで下さい。）

12QG　14QG― 写真図版464　三叉路（さんさろ）に鎮座（ちんざ）する地蔵堂（じぞうどう）

・阪急京都線、十三（じゅうそう）から梅田（うめだ）へ至る高架（こうか）鉄道に近接（きんせつ）する「大阪市北区中津（なかつ）」の丁字形交差点中央。

13QG― 平成27年（2015年）10月31日、著者撮影

「新や」(1)－136P 二上山　「新や」(2)－200P 阪急京都線

2,727ｐ－4/4

・カラー
・左頁の下半分に
掲載下さい。

14 ~~QG~~ ― ~~写~~真図版465 上記地蔵堂(じぞうどう)の御正面
13 ~~QG~~ ― 平成27年(2015年)10月31日、著者撮影　569ｐ

鬼神等の反乱

■先■述■の■ように、大己貴は経津主らに、

「もし私が天神の御使いに抵抗して戦ったら、国内の者達はきっと私と共に立ち上がり、同様に抵抗するでしょう。とはいえ、いま私が避け奉るならば、敢えて順ぬ者がありましょうか」

と言ったのだった。〈神代紀下第九段本文参照〉

■恐らく、大己貴は、

〈母国の王である自分が抵抗するなら、母国中の者達も共に立ち上がって、倭国と激しく戦う事態となるに違いない〉

と考えたのであろう。

●たとえ、母国が総力を挙げて戦ったとしても、――当然、母国に勝目など無かった。

トルこととであった。

■そこで、大己貴は自問自答の末、

〈天神の仰せの通り、母国の王である自分がすんなり統治権を譲って避けるならば、母国民が辛い憂目を見ることはないだろう。

そして、母国王が避けてしまったならば、■■■が復■■■敢えて順わずに、負けるときま

ほうび 元2023p 紀上151p,140p 小98p　紀上151p1行 2,729p　紀上140p7行 OK　臆測 憶測 元291p　はむかう 刃向う 歯向う 元1818p

倭国との戦を起そうとする者などあろうか、倭国に刃向う者など居る筈がない。

と思い、国譲りを決意したのであろう。

しかしながら、大己貴の憶測は完全にはずれ――

大己貴が母国（近畿地方）を天神に譲って避けて行ってしまった時、母国中が大混乱に陥った。

その昔から母国の地に播殖していた鬼神等（異教徒たち）が、倭人の統治に不安を抱き、一斉に反乱の烽をあげたのだった。

当初の弥生人の子孫および扶余系般民の子孫ら

（神代紀下第九段本文参照）

そんな時、誰かが経津主に告げて、

「あの岐神を皇軍の前面に押し立てなさるがよい。倭人は怪しみ、恐れをいだくでしょう」

と言った。（神代紀下第九段一書第二参照）

ここに経津主は、岐神を以て郷導とし、母国中を周流きつつ削平げていった。逆命者はこれを斬戮し、帰順う者が有れば褒美を与えた。

近畿に笑子はいない。（第7巻）571

コクヨ ケ-20 20×20

紀上140ページ　二人 ㊥2725ページ6行　紀上138ページ　紀上567ページ上15行　紀上151ページ5行　2,730ページ

紀上151ページ　㊥2736ページに同文　紀上140ページ　151ページ　かれのはら 枯野原 ㊥476ページ

■とはいえ、中核となる者の居ない、枯野原一面の野火をたたき消すに似た戦いは、はてしなく続いていった。

■自らの宗教を死守して戦う人々の堅い信念は、なかなか容易に打ち砕けるものではなく、まるで、邪神・草木石の類を相手に戦っているような感■さえ抱かせるのだった。

（神代紀下第九段本文、同一書第二参照）

■だがそんな時、岐神の神威のおかげであろうか、――首渠（首長）である三輪山の御神火の大物主神、および大己貴の血を引く事代主神の（神の託宣を伝える役の神の意という）が帰順してきた。

大勢の扶余系般民を引き連れ

●さらに、武器を棄てて服従する者がありついだ。

■次のように記されている。

神代紀下第九段本文に、

「是に、二の神、諸の順はぬ鬼神等を誅ひて、一に云はく、二の神遂に邪神及び草木石の類を誅ひて、皆已に平けぬ。――故、二の神天に登るといふ」

のび野火 ㊥早春に野山の枯草を焼く火

野

コクヨ　ケ-20　20×20

㊥2736ページ4行　572

額1/4分
(中)2/2 9P-1/2 8分

2,731P

紀上151P

とある。

図 また、神代紀下第九段一書第二に、

「故、経津主神、岐神を以て郷導として、周流きつつ削平ぐ。逆命者有るをば、即ち加誅斬す。帰順ふ者をば、仍りて加褒美む。是の時に、帰順ふ首渠は、大物主神及び事代主神なり。乃ち八十萬の神を天高市に集へて、而して帥ゐて天に昇りて、其の誠款の至を陳す」

とある。

こうして、ついに 国の者達全てが降伏した。

扶余系殷民達だろう

こう記されている。

紀上 114P 151P

コクヨ ケ-20 20×20

あん 案ずる 元ア 82 へいげい 瞥睨 元1985 あたりをにらみつけて怒りを示すこと
㊥ 2703 参照 (中国地方の銅鐸)
しゅうえん 終焉 元1041

「そして」次頁1行
「さらに」次頁9行

2,732字

母国の銅鐸の終焉

■もっとも、倭国への従属を余儀無くされてしまった時、母国に住む征服者である倭人達を極度に恐れた。

・そして何よりも、今まで心の拠として敬ってきた神の将来を案じた。

■時折、武器を手にした倭国の兵達が、隊列を組み、あたりを睥睨しながら威風堂々と、通り過ぎていった。

■当初の弥生人の子孫等は倭人達があたりに居ないのを見澄ますと、これまで大切に拝してきた銅鐸を、そっと運び出し、人知れぬ山腹や谷間の傾斜地などに隠し埋めた。

■中国(中国地方)の銅鐸に引き続き、こうして母国(近畿地方)の銅鐸も遺え去った。

■また、これからのち、中部地方以東においても細々と祭祀されていた銅鐸も、倭国が領土を拡大するにつれ、地上から姿を消してゆ

(第7巻) 574

コクヨ ケ-20 20×20

く。

■銅鐸を祭器とする人々があまりにも潔癖で倭人達の神を相容れなかったためか、あるいは逆に倭人達が銅鐸の文化を徹底的に迫害したためか、それとも両方なのか、それは不明ながら――いずれにせよ銅鐸は、その役割を終え、そっと密かに、地中に眠り続けることとなった。

■世代が変わり、さらに幾星霜もの時が流れ、ゆくにつれて、そうした銅鐸のことについて知っている者は次第に少くなり、――ついに銅鐸は、人々の記憶に痕跡をすら残さないまでに忘れ去られてしまった。

＊

■さて、少々奇妙に思われるであろうが、追って述べるように、〈天智七年（六六八）正月十七日、天智天皇は、近江国に相当する筑前国の志賀島に「崇福寺」を創建された〉と考えてみたい。

■しかし、〈天智七年（六六八）の創建からわずか五年後〈つ

ンス社、一三二頁。「扶桑略記」天智七年正月十七日条。同天武十五年条参照）

なお、「崇福寺」および「崇福寺出土の銅鐸」については、第八十四章〈崇福寺〉〈巨大な銅鐸の出土〉の項において詳述したい。

※

参考迄に、「銅鐸」出土に関する文献をいくつかあげてみよう。

平安時代後期の編年史である「扶桑略記」

① 桓武天皇の延暦十六年（七九七）に撰進された「続日本紀」の元明天皇の和銅六年（七一三）七月六日条には、

「大倭国宇太郡波坂郷の人大初位上村君東人、銅鐸を長岡野の地に得てこれを献ず。高

（所在不詳）

さ三尺、口径一尺、其の制、常に異なり、音律呂（人声の最低音域）に協ふ。所司に勅して蔵めしめたまふ」

とある。

（七一〇～七九四）

・つまり、天平時代当時、すでに「銅鐸」と呼ばれていたようである。

・そして、興味深いことに、どのように打ち鳴らしたのかは不明なが銅鐸の音色を聞いてみたということが分かる。

②「日本紀略」弘仁十二年（八二一）五月十一日条には、（前三世紀頃「インド摩伽陀国に君臨したアショカ王の」）「播磨国から高さ三尺八寸、口径一尺二寸の銅鐸を得た。これを阿育王鐸といった」

と[illegible]記されている。

③「続日本後紀」承和九年（八四二）六月八日条に「若狭国（福井県西部）で銅鐸が発見された」

とある。

④「日本三代実録」貞観二年（八六〇）八月十四日条に、参河国（愛知県東部）の山中で銅鐸一個が見い出されたといい

「参河国献銅鐸一。高三尺四寸。径一尺四寸。於遠江国美郡村松山中獲之。或曰。是阿育王の寶鐸也」

と記されている。

⑤ また、

「雑令二十二条に、宿蔵物（埋蔵物）の帰属についての規定があり、古器形製異なるものは官に送ってその直が酬いられるとしている」

という。（「続日本紀」第一分冊、林陸朗校注訓訳、現代思潮社、末尾の四三頁参照）

※

それにしても、これらの「銅鐸」（寶鐸）は

「はたして、奇瑞なのだろうか。それとも不吉なものなのだろうか」

恐らく、朝廷へ次から次へと献上されてくる銅鐸を見た人々は、不審に思ったことだろう。

とはいえ、

令和2(2020)11.9(月)～

11/11 下 11/11
11/10

2,737P

トル 同文 ~~2733-2/2~~ 前頁2行
トル 宗福寺 ~~2行~~

2734-2/2 2～3行

ようずい 元1098P
祥瑞 めでたい前兆

〈かつて倭国と敵対していた拘奴国の祭器「銅鐸」の由来について、全く知らない朝廷は、――これを祥瑞と考えた〉

ようである。

・「常に異なり、音律に協ふ。所司に勅して蔵めしむ」（続日本紀）

・「是阿育王元寶鐸也」（日本三代実録）

・「堀出奇異寶鐸一口」（扶桑略記 天智七年条）

などの記述からみて、そう推察される。

ようするに、

〈その昔、倭人達が嫌悪して放逐した「銅鐸」は、――――数百年の歳月が流れたとき、日本国の支配者達によって祥瑞と見做され、「宝鐸」とも呼ばれた〉

と解される。

＊